

第 8 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 21 年 7 月 21 日（火）午後 7 時 00 分～ 9 時 05 分

2 開催場所

大正総合支所 大会議室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、北村 明三、山脇 峯一
宮脇 晴信、西原 真衣、井上 典子、奥宮 正洋、船村 覚
佐藤 恵司、宮脇 昌子 12 名出席

・事務局：企画課 武内課長 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任
大正総合支所 地域振興課 桑原副課長

・傍聴人 0 名

4 議事

自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討

5 会議結果（要旨）

- ・町からの依頼を受けて委員となったが、私としては区長会長の役職から依頼がきたと考えている。12 月には任期を終えるため、引き続きこの役職になるとは限らない。役職で委員に選任されていると判断しているので、役職を終えれば委員とはなりえないと考えるが。

「事務局」

検討委員会の設立に向けて、有識者として区長会から選任された方を委員としてお願いしている。

自治基本条例の制定時期によっては、役職の任期を終えられ立場が変わられる方もいかもしれないが、検討いただいている内容から継続性を持って議論し検討が行なわれることが大切であり、引き続き委員をお願いしたい。

要綱には、委員は「公募による者」と「有識者」であり、役職が代わられても委員でいただくことに問題は無い。是非お願いしたい。

- ・役職の任期を終えた時点で考える。

町としては、有識者として委嘱していると考えているとのこと。組織の代表として選ばれているという認識があるが、住民側としては、自分達を選び任したわけではないとの考えもある。これを解消していくためには、出来るだけ多くの住民の意見を聞いて、住民の意向が反映される条例としていかなければならない。そのため、住民に意見を聞く会を設定した。住民の意見も聞きながら進めていくことで、住民から選ばれてはいない者での検討ではあるが、住民の意向が反映された条例になるだろう。

「まちづくり町民参加条例」について

まちづくり町民参加条例の資料に基づき要点の説明後、質疑応答を行う。

- ・第3条3項の定めについて、政策等の立案の際に審議会を設置するという事は、審議会とパブリックコメントとの関係を説明頂きたい。

「事務局」

意見公募の前の段階では素案を示す必要がある。場合によっては計画等をつくるために審議会を設ける必要もあり、審議会が多様な意見を聞き、町の計画としての案を作成する段階で意見公募を求める。この審議会を設置する場合、公募による委員の枠を設けることについて、努力規定にしたもの。

自治基本条例を検討中であるが、この条例を担保するためにまちづくり町民参加条例があるということなら、自治基本条例に書ききれないところをまちづくり町民参加条例に示すことになるだろう。

行政評価条例についても、まちづくり町民参加条例とセットで提案するべきで、自治基本条例が後になるということは、どのような考え方なのか。

「事務局」

その議論はあろうかと思う。新町での基本となるルールとして自治基本条例の制定を目指しているが、町の条例には、合併と同時に制定したものもあるし、合併協議のなかで合併後に議会も含め議論して制定するとしたものもあり、行政評価条例、まちづくり町民参加条例は、それと一致したものと思っていた。

自治基本条例は重要な条例であり、住民の意向を聞きながら条項を議論する流れで進めていきたかった。自治基本条例は条例中の条例であり、四万十町の憲法といえるもので、自治基本条例に違反している条例を無効にすることは、現行の地方自治法では出来ないが、尊重するものとして「守るように」という文言で示すことはできよう。自治基本条例がどのような条文になるのかは分からないが、自治基本条例ができた後、このまちづくり町民参加条例が弱いのではないかとということになれば、自治基本条例が上位に位置付けられるので、それに沿う形で努力する必要がある。

自治基本条例が後になることは、順序が違うのではないか。

「事務局」

総合振興計画に位置付けられた個別条例として行政評価条例を制定し、同様にまちづくり町民参加条例についても議案として提出しているが、自治基本条例は条例中の条例として、その制定には時間を要するものであり、慎重にという思いがあった。

条例の制定において、旧3町村の中で審議会、検討委員会等を設けた例は聞いていない。基本的には議会の議決事項であり、町長部局が条例案を整理して議案として提出し、議会の議決を得て制定していた。

自治基本条例を検討している中、今に思えば、この問題に対する配慮が足りなかった。ひとつの手続き条例を制定する上で、「このルールでやってもらいたい」との思いがあったので、先走りなところもあり反省している。

検討委員会に報告し、提案内容を説明のうえ意見を求める配慮はあるべきである。議会の議決後では、検討委員会の提案で手直しすることは困難なことである。最高の意思決定機関である議会に対し、私達はそのような立場ではない。

自治基本条例が制定された後、自治基本条例に基づき個別条例を制定していく方法が本来のやり方であるが、現実には、情報公開条例、行政評価条例も既に制定されている。このことは仕方ないにしても、このまちづくり町民参加条例は、現在検討を行なっている我々に意見を求めるべきではなかったか（住民が参画した中で行なうべきではなかったか）。自治基本条例の最も重要な部分は、いかに住民がまちづくりに参画するかということであり、先に決められてはこの会の役割が無い。そのため、提案を取り下げ、委員に陳謝すべきと考える。そうでなければ、委員を続ける気持ちにはなれない。

この条例の中身も、判断意見の公募の手続きだけである。この条例で住民が参加することになるのは立案の段階だけ、しかも意見を採用するは町の判断となっている。意見が取り上げられなくても反論も出来ない内容である。少なくとも基本的な考え方として、企画、立案、実施、評価の各段階で住民が参加する。その時、意見や提案があれば一定行政を拘束していくことも必要である。

私の考える住民参加に必要な規定は、住民参加に関する権利、行政側の運営姿勢を明らかにした自治運営の根本原則、住民投票（必要性については、おおいに議論すべき）、審議会への公募委員の設定、総合振興計画への住民参加、住民の知る権利と合わせて住民の質問に対してきちんと答える義務を定めた応答の義務など拘束力を持たせなければ生きてものにはならない。最低でも住民提案が出され、採用にならなかった時は、その理由を明確にし、説明責任を果たすことは必要である。

・まちづくり町民参加条例が提案されたことを議会の傍聴に行き知り、疑問を持ち事務局

にも聞き、また、この情報を委員長、副委員長に伝えた。

これは、情報の共有ができていないことが問題である。条例を制定する過程が大切であり、急がなければならない理由がわからない。

提案だが、行政評価条例は議決されており、委員長は議会で議決されたものを改正することは困難といわれたが、私は違う考えを持っている。条例の改正を陳情したこともあり、住民として越権行為とも思っていない。議会は選挙で選ばれた議員により構成され、最終の議決権は議会にあるが、自分の意見や要望を出す権利はあると思っている。

まちづくり町民参加条例は総務常任委員会に付託され、継続審議となっているので、行政評価条例も含めて、検討委員会と議会との意見交換のなかで話し合ってはどうか。いっしょに自治基本条例を練り上げてはどうか。

- ・ 議会に意見を言ったり、陳情したりしたとき、答えは返ってきたか。
- ・ 私の出したものは、一般的な生活に密着したのではなく、議決の投票行為の状況を記録（議事録に載せる）に残してもらいたいという要望や年4回出されている「議会だより」が、一般質問の内容だけではなく、「県議会だより」のように議案に対する議員の判断を掲載するなどの要望である。
前向きに検討するとは言ってはくれたが、不採択となっている。

議会の議決は最高の決定機関で行なわれたものであり、優位性を持つものである。混乱を起こす必要も無く、先に委員会の意見を求めればよかった。まちづくり町民参加条例の議案を取り下げ、この検討委員会に改めて、議論を求めることはできないのか。

「事務局」

条例の提案は総務常任委員会に付託されており、常任委員長の方も検討委員会から要望があれば、意見交換の機会を持つとのこと。議会でも調査・研究をする必要があると思うので、その段階で話をさせていただく。その話合いの場で、まちづくり町民参加条例の継続審議への依頼、または議案の差戻しなど検討委員会の意見を出してもらいたい。最終的には議会の判断となる。

取り下げるかどうかは、本日の内容を町長に報告するので、その結果を報告する。

合併後速やかに最高規範となる自治基本条例が制定されていないことに対する行政側には責任がある。今の状況になって、検討を依頼した検討委員会に配慮もしないで、個別条例とはいえ議会に提案したこと、また、提案されている条例にしても行政側の考えだけであり、我々が検討した場合、行政に対して拘束力を持つ内容になった。行政が勝手に設定できるものでは住民参加にならない。

- ・ 合併後速やかに検討委員会が発足していれば良かったが、今年になって発足となった。

僅かな時間で進めようとするれば無理が出てくると思う。自治基本条例は町の憲法といわれるもので、結果を急ぐものではない。

- ・ 議案は議会の総務常任委員会に付託された状態、委員長、副委員長が意見を出したとしても、意見を聞くだけで、判断は総務常任委員会が行うことになる。そのため、町執行部が議案を取り下げなければ、検討委員会の意見は盛り込むことはできない。議案としてだされれば、後は議会の判断となる。
- ・ 自治基本条例が必要なものとして出されてきたか、あまり理解できていない。自治とは権利として保障されており、そのために議会があると思っている。パブリックコメント、行政評価などの条例が制定されてきたのは、今までのやり方を変え新たなやり方が必要とされたと考えられる。行政のやり方、議会のやり方、住民の関わり方にも問題があったので、それを同時に洗い直そうという作業だから時間は必要とする。それを行わないと明確な原則を持った拘束力のある条例にはならない。行政が事務局となり、住民が検討していくことだが、議会を抜きにしては良い条例はできない。
- ・ 何が問題であるかを集めることだけに1年を費やしても良いと考える。

町は今まで、公聴会もやっていない、国は専門家の意見や選出された代表者の意見を聞いて、最終的には国会で決定される。町も集落懇談会などを行い、意見を収集して政策を立案していくことを本来なら行なわれなければならない。議会も同様である。住民が主張することに対して、一定の拘束力を持つものでなければならない。

まちづくり住民参加条例の取り扱いについて、本日、結論が出ないなら次回の会に報告するつもりか。

・ 結果としては、どこかボタンの掛け違い。事務局も時間的な制約はあったかもしれないし、こちらの意見もある。いずれにしても、住民の意見を聞くことは、既に周知している段階であり、是非とも前向きな姿勢で、町と委員長、副委員長で話し合ってもらいたい。7月の広報を読んでも委員は同じ目線を持っていること、良いまちづくりを目指すということでは一つだと思っている。良い方向になるよう早急に前向きに話合ってもらいたい。

「事務局」

公募、有識者を交え検討を進めて頂いており、この検討委員会が悪い雰囲気にならないよう、これから創ろうと意欲を削がれた状態にならないようにしたい。検討委員の方には議論を続けていただきたいので、本日の会の内容を町長に伝え、議会に対しての対応も含め協議を行いたいと思う。

次回までに結論を出すということか。

「事務局」
出せると思う。

議会の議決がないと取り下げはできない難しい問題であると理解している。総務常任委員会と話をしても、それが採用されるかは議会の判断である。このように我々は弱い立場である。このような事態を引き起こした責任。これに対する自覚が弱いのではないか。

「事務局」
まちづくり町民参加条例は、自治基本条例を意見公募して進めていくための前提として、住民意見の公募を行なう手続き定めようとしたものであるが、委員の方がこれ以上は検討が出来ないということは大きな問題であり、町の対応を話し合い、議会にも相談し対応しなければならないと考えている。

町民参加の条例である。単なる手続きだけではいけない、参加できる保障も盛り込まなければならない。手続き条例ならまちづくり住民参加条例という名称はつけるべきではない。

- ・事務局と委員長の認識の相違と思われる。他の委員の意見も聞きたい。
- ・本日会議に出向くまえに、どのような内部協議をおこなったか。

「事務局」
委員長よりまちづくり住民参加条例の提案のあり方について、自治基本条例の検討中であるのに、まちづくり町民参加条例の提案を行なったことについて、強い批判を受けており、自治基本条例、まちづくり町民参加条例のことを含めて総務常任委員会と協議を行う必要がある。
総務常任委員会も検討委員会から申し出があれば意見交換の機会を持つということなので、総務常任委員会へ意見を陳べる機会をつくる。この問題で検討委員会が崩壊する状態なら、そうならないための対応をする。

- ・副町長の考えは

「事務局」
十分な協議時間は取れなかったが、同様の考えを持つと感じ、了解を得たと思っている。

- ・町長とは話をしたか。町長の意見は。

「事務局」

それは聞いていない。町長へは副町長から話はされていると思う。

- ・基本条例には町民参加は謳われると思う。行政側も歩み寄るか、陳謝するとかして、事を進めていかなければならない。委員長、副委員長と執行部で今後どうしていくか協議し進めていかないといけない。委員を変えて、また一からの議論では時間を費やすだけ。
- ・本来なら自治基本条例の理念を確認し、どの様な条例を整備するか考えなければならない。
- ・住民の意見を聞く会の開催日も迫っている。それまでに次の会を設定し、その会で町の結論を聞き、どう対応するか協議をしたら良い。
- ・次回に町からの説明を受けて、住民の意見を聞く会を予定どおり行なうのか決めることとし、次回の会の日程を決めてはどうか。
- ・意見を聞く会だが、総合振興計画に自治基本条例の制定を行なうことが謳われており、総合振興計画への影響も考えられる大切なこと、期間がずれたとしても自治基本条例は創っていかなければならない。ならば、意見を聞く会を行なう必要がある。住民の方の意見を整理し資料として、自治基本条例の検討に反映していくために、実施するべきである。
- ・事務局は提案した条例は違うものといっている。委員長は同様のものであり、検討会を開く必要はないので、委員長の任を辞任するという考えを持っている。我々には委員長を選んだ責任がある。委員長が辞任するなら検討委員会も解散するべきであり、意見を聞く会も開催する必要はない。
- ・自治基本条例を必要としない意識を持つのか。これは議会も承認した町の計画として立てられたもので、町のまちづくりの大きな柱となるものとして自治基本条例の位置づけは変わらない。たとえこの会が解散し、新たな会が設立しても住民の方の意見を聞くことは行なわなくてはならないものである。
- ・我々が選任した委員長のもと検討を行おうとした。その委員長が辞任するとなれば、我々だけが継続するという事にはならない。まちづくり町民参加条例が制定されている状況も踏まえ、検討しようとする委員を行政が集めれば良いこと。委員長が納得できなければ、我々委員も委員長と同様の意見を持つべきである。

- ・現実このメンバーで検討を行えなければ、後を引き継ぐものはいないと思われる。この検討委員会が解散となれば、自治基本条例はできない。委員長には再考をお願いしたい。
- ・次回の会を設定する前に、住民の意見を聞く会のことは決めないのか。
- ・開催前に行政が結論を持ってきて、説明できる体制を整えてもらえばよい。事務局はどれくらいの日数を要するか。

「事務局」

町長には明日にでも報告できるが、議会との話もあり、総務常任委員会の委員長、副委員長との協議で済むのか、総務常任委員会の開催の必要があるとなれば時間を要する。

- ・基本的には行政内部の話ではないのか

「事務局」

その通りだが、議会に提案している以上、少なくとも議長、総務常任委員会委員長とも相談しながら進める必要がある。

- ・継続審議となり、総務常任委員会に付託されていることであり、常任委員会に権限があるため町も難しい対応となるだろうが、別の考えもあるのではないか。
- ・この問題が解決しないと、住民に意見を聞くといっても何を聞けばよいか戸惑うことになる。自治基本条例は自らが考え、自らが行動し、実践していくことであり、みんなの意見を聞かなければならない。その中身は行政が住民と一緒にあって、あるいは住民全体が一つになってまちづくりをしていこうという方向付けを行うことである。その検討を依頼しておき、一方では行政は議会に条例を提案している。何を説明し意見を聞けばよいか分からなくなる。
- ・事務局が言うのは、それとは性格の違うものであることが、意見の食い違いとなっている。そのことには中々埋まるものではない。ただ、そのことによって検討委員会が今後の作業に支障をきたすようなら何らかの対応をとると言っている。検討委員会が継続できるようにしていかなければならぬ。その必要がなければ検討委員会を解散する。

「事務局」

検討委員会を悪者にする考えはない。二つの考え方を両方に提出する状態でもおかしな話である。検討が進められるよう町長に話をするつもりである。次回の会には執行部も出席し、今後の対応策を論議するようにしたい。

次回の会議について
第9回自治検討委員会の日程
平成21年7月24日(金)
時間は、午後7時00分～午後9時00分
場所は、四万十町役場